

令和元年度

— 第 1 1 回（定例・臨時） —

## 教育委員会議事録

開 会	令和元年11月11日	15時00分				
閉 会	令和元年11月11日	16時00分				
会議場所	ホテルリガーレ春日野					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	出
	高本恭子	出	上野周真	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

## 議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の知事部局移管に伴う教育委員会規則及び教育長訓令の整備について</p> <p>議決事項 2 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の制定に係る知事からの意見聴取について</p> <p>議決事項 3 令和2年度4月人事の教職員人事異動方針及び重点項目について</p> <p>報告事項 1 損害賠償請求事件の進捗について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長「出席者の点呼をとります。花山院委員、佐藤委員、森本委員、高本委員、上野委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和元年度第11回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員出席で、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項2については、規則の制定に係る知事からの意見聴取に対する回答という、意思形成過程であるため、報告事項1については、係争中の訴訟案件に関する情報のため、当教育委員会においては非公開議案として審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、本日の議決事項2及び報告事項1については、非公開議案として審議することとします。」</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 1 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の知事部局移管に伴う教育委員会規則及び教育長訓令の整備について</p>	
<p>○吉田教育長 「『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の知事部局移管に伴う教育委員会規則及び教育長訓令の整備』について、説明をお願いします。」</p> <p>○塩見教育次長 「『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の知事部局移管に伴う教育委員会規則及び教育長訓令の整備』についてご説明します。9月議会に提案された『奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例』が議決され10月15日に公布されたことから、施行日である12月1日より、現在教育委員会の所管事務となっている『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理及び運営に関する事務』が知事部局に移管されます。</p> <p>このことに伴い、『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館』に関する規定のある7つの教育委員会規則及び教育長訓令について、博物館に関する文言の削除等の対応を行う必要があります。1枚目の概要資料の『2. 対象となる教育委員会規則等及び改正等の内容』をご覧ください。</p> <p>まず、1つ目の『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則』ですが、知事部局移管に伴い教育委員会の所管でなくなることから、教育委員会としての管理運営規則を廃止します。な</p>	

## 議案及び議事内容

お、同時に知事部局で管理運営規則を制定しますが、これについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項に基づき知事からの意見聴取がきておりますので、本日別の議案で審議いただきます。

2つ目は『奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則』です。博物館の管理運営事務については現在地域振興部長に委任していますが、知事部局への移管に伴い委任を解除する必要があります。なお、委任の解除については、地方自治法第180条の7の規定により事前に知事と協議する必要がありますが、この協議については、資料2ページ目の回答書類にあるとおり、完了しています。現状この規則は『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理運営事務』のみを規定していますので、廃止という形になります。

3つ目の『奈良県教育委員会行政文書管理規程』、4つ目の『奈良県教育委員会事務決裁規程』、5つ目の『奈良県教育委員会所属職員服務規程』、6つ目の『奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程』及び7つ目の『学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程』については、各規程における『教育機関』及び『教育機関の長』の定義の改正を行います。

先程説明しましたとおり、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館は教育委員会の所管であるものの、管理運営事務は地域振興部長に委任しており知事部局の規則等が適用されることから、教育長訓令における教育機関の定義は、『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館を除く』という形になっています。今回、所管も知事部局に移ることから、教育機関や教育機関の長の定義から、『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館を除く』というただし書きを削除することになります。

なお、これらの規定整備は、条例の施行日の同日の令和元年12月1日付けで行います。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

### 議決事項3 令和2年度4月人事の教職員人事異動方針及び重点項目について

○吉田教育長 「『令和2年度4月人事の教職員人事異動方針及び重点項目』について、説明をお願いします。」

○香河教職員課長 「『教職員人事異動方針及び重点項目』について、説明いたします。人事異動方針については、教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行うとの考えのもと、全県的な見地にたった適材適所の配置、同一校長期勤務者の解消、多様な経験を積ませるための積極的な人事異動、教員の特性、経験を生かす異動を基本方針に人事異動を進めていきたいと考えています。この人事異動方針を踏まえ、毎年、人事異動の重点項目を定めていますが、小・中学校、県立学校とも昨年どおりとしたいと考えています。小・中学校では、新規採用者について多様な経験を積ませるため、採用後4年から6、7年までの間に、市町村を越える異動を行います。また、女性管理職の比率が全国平均を下回っていることもあり、その積極的な登用を進めます。3点目として、ミ

## 議案及び議事内容

ドルリーダーの育成、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職、指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進します。4点目として、人材育成を目的に、特別支援学校、国公立学校との交流や小中一貫9年間を見通した小・中学校間の交流を積極的に進めていきたいと考えています。県立学校では、高等学校全体の活性化、ミドルリーダー育成のため、地域・学科間、若手教職員の異動を進めます。また、特別支援学校においては、新規採用者について早期の段階での異動や小・中・高校における特別支援教育の一層の充実を図るための異校種間の交流を進めます。3点目として、今日の教育課題に積極的に対応するため、管理職、指導主事等への若手教員の登用を図りたいと考えています。ご承認をいただきましたら、今後、これらの異動方針、重点項目を市町村教育委員会、県立学校長と共有し、適切な人事異動に努めていきたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「異動するということは、そのたびに新しい発見があったり、地域の違い等を理解することによって子どもたちのことがよくわかる。学校を変えれば違う教育があるわけで、大切なことだと思います。昨年もお聞きしましたが、小学校、中学校の女性管理職はどのくらいおられるのですか。今年は増加しているのか、横ばいなのか教えてください。また、県立の重点項目にはありませんが、県立の女性管理職の数値も教えてください。女性管理職が増えることを希望するということから教えていただきたいです。」

○香河教職員課長 「女性管理職の割合ですが、今年度、小・中学校では16.0%です。昨年度は14.1%でしたので、1.9ポイント上昇しています。県立学校では、今年度は9.5%。昨年度が8.7%でしたので、こちらも上昇しています。全国では、1年前の数字になりますが、全校種あわせて17.5%となっており、全国平均を下回っている状況です。」

○花山院委員 「女性管理職の割合が増えているということですが、何か対策をとっておられるのですか。」

○香河教職員課長 「管理職への任用にあたりましては、まず、管理職選考試験を受けていただく必要があります。選考試験は、従前は2地域を勤務することが受験の要件となっていました。今はこの要件をはずしています。また、各市町村教育委員会には、まだ女性管理職が少ないということをお知らせし、適任者がおられましたら積極的に受験してもらうよう促しているところです。」

○花山院委員 「小・中学校の全職員に占める女性の割合はどうなっていますか。」

○香河教職員課長 「詳しい数値を持ち合わせていませんが、小学校では、50数%が女性で、中学校はそれよりも男性の比率が高くなっています。」

○森本委員 「現場、教育者の向上という意味でこの方針が役にたっていると感じています。交流していくことで個人の力があがっていくと思います。滞ることなく進めて欲しいと思います。」

○吉田教育長 「女性管理職の登用が全国平均に届かない中で、重点項目のままいくのか、異動

## 議 案 及 び 議 事 内 容

方針に入れて増やしていくのか、検討はしたのでしょうか。」

○香河教職員課長 「基本的にはこの異動方針のもとで、今回の異動において重点的に取り組んでいくということで4項目をあげさせていただいています。その中で、女性管理職登用についても積極的に取り組んでいくという意味で記載させていただいています。今回の取組としましてはこの形で進めさせていただきたいと思いますが、次回以降の異動方針への反映については検討したいと思います。」

○吉田教育長 「重点項目で女性管理職が増えていかないとなると異動方針にもっていったって増やしていくという検討をした方がいいのではないのでしょうか。基本方針、実施要領、重点項目の整理をどうするか検討してください。」

○佐藤委員 「異動のたびに成長していくことが可能だと思いますが、新任4年で異動したあとは、何年くらいを目標に次の異動をしているのでしょうか。また、若手教員の指導主事等への登用というのは何歳位を目安にしていますか。」

○香河教職員課長 「初任者につきましては、早い段階で多様な経験を積んでもらうために市町村を越えた異動をまずはさせたいと考えています。4年から7年の間に最初の異動をして、他市町村を経験してもらっています。それ以降につきましては、特に何年と目標には定めていませんが、10年の長期勤務に至るまでの間に異動すると考えています。また、ここで若手教員といっていますのは、49歳以下を考えています。今年度の実績では、小学校では39歳、中学校では44歳の教頭昇任があります。県事務局への登用では小中学校から38歳で、市町村教育委員会事務局へは34歳で最年少の登用をしています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項3 については可決いたします。」

○吉田教育長 「その他報告事項について、報告をお願いします。」

○栢木保健体育課長 「『令和元年度学校保健・学校給食表彰（文部科学大臣表彰）』について、ご報告します。本表彰につきましては、学校保健の普及と向上に尽力し、多大の成果をあげた個人・学校・団体並びに、学校給食の普及とその充実を図るため、学校給食の実施に関し、優秀な成果をあげた学校・共同調理場、功績のあった個人及び団体を文部科学大臣が表彰します。本県の受賞者及び受賞校を御紹介いたします。

まず、学校保健関係では、御所市立大正中学校学校医の堀江浩章氏、檀原市立畝傍東小学校学校歯科医の浪崎義孝氏、奈良県立郡山高等学校薬剤師の北尾昭氏がそれぞれ受賞されました。

また、学校給食関係では、河合町立河合第三小学校が受賞されました。各個人及び学校の活動内容、取組及び経歴については、資料に記載のとおりです。

## 議 案 及 び 議 事 内 容

表彰式及び表彰場所については、令和元年11月7日に岡山県で開催されました『第70回全国学校給食研究協議大会』及び、令和元年11月21日に埼玉県で開催されます『令和元年度全国学校保健・安全研究大会』においてそれぞれ表彰されます。

以上です。」

○吉田教育長 「この報告について、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「この表彰は毎年、各部門から1名、1団体と決まっていますか。」

○栢木保健体育課長 「毎年、都道府県により推薦枠が決まっています。学校保健関係では、学校医、学校歯科医、学校薬剤師からそれぞれ1名を推薦しています。学校給食関係は、学校、団体、個人各1枠です。今年度は学校1校です。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項について、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他連絡事項はありませんか。」

○中西学校支援課長 「奈良高校の仮設体育館の設置工事について、報告させていただきます。奈良高校の仮設体育館の設置工事については、当初9月に工事の入札を予定していましたが、入札参加申込者が入札を辞退されて、不調となっております。それを受け、再度の入札公告をさせていただいていましたが、今回入札参加申込者がなく、不調となりました。今後の対応については、現在検討中でございます。

以上です。」

○花山院委員 「入札を辞退したということと入札参加者がいないということですが、その理由がわかれば教えてください。」

○中西学校支援課長 「9月の辞退については、特段理由を求めているのが現実です。入札を辞退されたところに個別に事情を聴いておりましたが、それぞれ企業の内部のことですので、詳細は把握できておりませんが、ある業者からは、下請け業者との調整が難しかったと、というようなことを聞いています。今回も、聞き取れる範囲で聞き取りたいと考えています。」

○花山院委員 「県としても理由がわかりにくいかもしれませんが、予定価格を決めて、それを公表していますね。民間であれば、それがないとその事業が完了しないと会社の経営に重大な支障が生ずるのであれば、それ相応の対応をするのだと思いますが、県の場合は公共事業なので、基準に基づいて行わなければならないのだと思いますが、今奈良高校の体育館は、子どもたちのために喫緊に対応しなければならないので、難しい問題です。今後の方針などあれば教えてください。」

○中西学校支援課長 「ご指摘のとおり、予定価格は公表されますので、業者はそれを見て判断

## 議案及び議事内容

したということはあるかもわかりません。予定価格は設計に基づいて算出していますが、今一度精査が必要かと考えております。予定価格を変更すればどうなるかというのは予測のつかないところですが、精査してきたいと考えております。」

○森本委員 「そのあたりのところは十分精査していただいて、早期に着手できるようにしてもらわなければならないと思います。」

○中西学校支援課長 「もう一つの要素としては、工期の問題があるかと思えます。例えば下請けとの調整がなかなかつかないことは、工期が短すぎて、その間に人を集中できないということ、標準工期はとっておりましたがそういう部分もあったのかなと思えます。もう少し工期を伸ばすと調整はしやすいのかなと考え、2回目の入札時は当初12月末完成であったのを3月末完成へと、1月程度工期を伸ばして入札しましたが、申し込みがなかったという状況です。」

○吉田教育長 「9月時点では工期も課題としてあげられていたので、今回の入札では工期を3月末までとして、入札をしました。学校に対しては、すでに3月末までの入札をするということを保護者等には伝えておりましたので、3学期の対応をどうするかということは検討しているということです。3学期の対応をどうするかということは、城内学舎の体育館を使えるところまでは使うということですね。」

○中西学校支援課長 「城内学舎も除却をしていかないといけないことがあり、その工期との関係もあります。できる限りそこを使わせていただくことと、他に周辺の施設を使用させていただくところはないか調査させていただいている状況です。」

○吉田教育長 「奈良西養護学校の体育館は、土日は使用可能と提示しています。奈良東養護学校の体育館も2つあるので、その体育館は使用可能であると提示しています。3学期のことなので、3学期どうするかとの検討はまだできますので、奈良東養護学校の体育館も使えるということで提示しています。毎週水曜日は奈良市鴻池の体育館を活用していますので、1月、2月、3月は延長して借りるということは考えています。学校現場の教育活動にできる限り支障がないような体育館の確保については最善を尽くすと考えています。新年度の教育活動にも影響がないようにも検討してくれています。」

○花山院委員 「オリンピックや資材、人件費の高騰等、通常、来年ならこのくらいの金額になりますねと見積もりを出してくれるところですが、見積もりができないという業者もあります。なかなか難しい社会環境にあるのかなと思いますが、聞き取りもしていただいて、鋭意努力していただくしかないと思います。」

○吉田教育長 「方向性が決まれば、教育委員会で報告してください。」

○中西学校支援課長 「そのようにさせていただきます。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

非公開議案

議決事項 2 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の制定に係る知事からの意見聴取について

報告事項 1 損害賠償請求事件の進捗について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員のみなさまにお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、これもちまして、本日の委員会を閉会します。」